平成２５年（フ）第１６７８号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1283番地７川子団地３棟101号
債務者　深堀　忠治
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６７９号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1283番地７川子団地３棟101号
債務者　深堀　孝子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６８０号
福岡市博多区吉塚２丁目１番６―1104号
債務者　君島　　守
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６８６号
福岡市南区高木２丁目27番４―303号
債務者　越智　幸生
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６８９号
福岡県春日市白水ヶ丘４丁目103番地
債務者　松野　秀亮
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６９４号
福岡県大野城市乙金１丁目13番17号ディアス乙金101号
債務者　川崎　伸育
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６９６号
福岡市西区周船寺３丁目８番15―203号
債務者　山下　恵里
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６９９号
福岡市博多区奈良屋町12番２号
債務者　水谷キミ子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７００号
福岡市博多区須崎町８番18号
債務者　水谷　清英
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７０３号
福岡県宗像市泉ヶ丘２丁目19番地１
債務者　早川　蔵人
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７１０号
福岡市南区向新町２丁目29番３―102号
債務者　立石　宗次
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７１２号
福岡市西区姪浜駅南２丁目17番８号
債務者　秋根　俊二
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７１５号
福岡市博多区西春町１丁目１番30号
債務者　水田　勝己
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７４０号
福岡市東区三苫４丁目７番３―304号
債務者　相良　幸子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３２９号
沖縄県島尻郡南風原町字本部494番地５キャッスルしますばる101、住民票上の住所沖縄県島尻郡南風原町字兼城478番地　グランドハイム兼城C
債務者　小川　和美（旧姓平良）
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３３８号
山梨県韮崎市大草町若尾1326番地
債務者　神田　忠男
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３９号
山梨県韮崎市大草町若尾1326番地
債務者　神田　忠彦
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７７号
長野県塩尻市大字広丘堅石96番地７　メゾン桔梗103
債務者　横川　利幸（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで　長野地方裁判所松本支部